

**会員限定  
無料相談**  
☎0465 要予約  
24-2612

**弁護士の  
法律  
相談会**

10～12時

1月17日金

2月 4日火

2月21日金

3月 4日火

3月21日金

**弁護士の  
相続  
相談会**

10～12時

1月15日水

2月19日水

3月19日水

**社労士の  
年金・  
社会保険  
相談会**

10～12時

1月14日火

2月18日火

3月11日火

**不動産コンサルタントの  
不動産  
相談会**

10～12時

1月23日水

2月27日水

3月27日水

**経営コンサルタントの  
経営  
相談会**

日時応談

☎24-2614

まで

ご予約下さい

注意

同一内容のご相談は重ねてできません。

予めご了承ください。

会場

納税者センター・青色会館

前号のクイズのこたえ

サンタ「ザーザー」「トントン」「パタパタ」

プレゼントがもらえる？  
**謎解きクイズ**

一本足りないぞ??

「マ = モト =

「セト =

に入る言葉は何でしょう?

①クイズのこたえ ②住所 ③氏名 ④電話番号 ⑤職業  
⑥年齢 ⑦本紙への感想、ご要望等をご記入の上、  
下記まで応募ください。

※当選は賞品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

応募先 〒250-0012 小田原市本町2-3-24  
小田原青色申告会「謎解きクイズ」係

**会員限定** WEBフォームからも応募できます

クオカード **1000円分**を3名様にプレゼント

締切 2025年1月31日(金)着送

申告手続きなどには

マイナンバーの記載

番号確認書類と

身元確認書類の添付

が必要です。

下図を参考に添付書類をご用意の上、  
確定申告指導会場にご持参ください。

本人のマイナンバー確認

個人番号カード裏面



本人の身元確認

個人番号カード表面



個人番号カードをお持ちでない場合

通知カード

OR

マイナンバーが記載された住民票



運転免許証等

OR

「確定申告のお知らせ」ハガキ



※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

**事前にコピーしてお持ちください**

※確定申告指導会場でのコピー機の利用は有料となります。  
※会員の方は、本紙同封の「マイナンバー添付書類台紙」をご利用ください。  
※ご自身の電子証明書でe-Taxをする際にはマイナンバーカード本体が必要です。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ

マイナンバー総合  
フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日/9:30～20:00 土日祝/9:30～17:30

**あけまして  
おめでとうございます**

本年もかわらぬご愛顧のほど  
よろしくお願いいたします

**お困りごと110番～暮らしの修繕承ります～**  
地元在住・信頼と実績の青色会員「匠職人」が対応いたします。  
お気軽にご連絡を!

**青色ファミリー-1**  
事業主の強い味方!  
掛金は全額経費!  
ご加入者は青色主催の健診  
受診時に4千円の補助金あり

**青色ファミリー-2**  
日常生活の**ものも**に  
備えて、安心!  
ケガの補償コースは3タイプ  
全コースに日常生活賠償保険付

**あんしん ゆとり たすけあい  
関東自動車共済**  
自動車の任意共済  
団体割引10%  
まずはお見積を!

**小田原青色共済株式会社**  
(公益社団法人小田原青色申告会グループ会社)  
〒250-0012 小田原市本町2-3-24 青色会館4階  
TEL 0465-24-1112  
(受付時間)平日9:00～17:00

## 予約制 消費税申告指導会場

- ◎インボイス制度に登録した方 (課税売上高が1千万円以下の場合も含む)
  - ◎令和4年の課税売上高が1千万円超の方 など
- 消費税の確定申告が必要です!**

**場所** 青色会館1階  
**期間** 令和7年3月18日(火)～3月31日(月)  
※土曜、祝日、日曜は3月23日(日)のみ開催

**予約方法** 2/4～3/17開催の確定申告指導会場にて、  
所得税の申告完了後にご予約を承ります

- 持ち物**
- ◎令和4年～令和6年分決算書及び確定申告の控(所得税・消費税)
  - ◎中間納付の金額が確認できるもの(確定申告のお知らせ等)
  - ◎課税取引金額計算表
- ※インボイス登録により課税事業者になった方は、登録日以降の取引金額を集計してください。

### 《一般課税(本則課税)》

売上の合計額を税率別に区分し、仕入及び経費の合計額を勘定科目ごとに税率及び経過措置(8割控除)適用の有無で区分したものを

※3万円未満の公共交通機関による旅客の運送、自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

※要件を満たしている事業者(中小事業者)であれば、1万円未満の取引について、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる特例(令和11年9月30日まで)があります。

### 《簡易課税》

事業区分ごとの売上額を税率別に区分したものを

## 課税取引金額計算表の記入方法

### 売上金額(雑収入)の集計

※事業用資産の売却額(事業用の部分)も集計対象です

科目	決算額	課税取引金額計算表		うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		Aのうち課税取引にならないもの(※1)	課税取引金額(A-B)	課税仕入高	経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高
売上(収入)金額(雑収入を含む) ①	6,000,000	500,000	5,500,000	1,188,000	4,312,000		

軽減税率(8%)適用分

標準税率(10%)適用分

記入の順番

- 1 決算書P.1-①の数字を A に記入
- 2 Aのうち非・不課税の金額を B に記入
- 3 差引(A-B)を C に記入
- 4 Cの内訳を D・F に記入

### 経費金額の集計

勘定科目ごとに集計します

科目	決算額	課税取引金額		うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
		Aのうち課税取引にならないもの(※1)	課税取引金額(A-B)	課税仕入高	経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高	課税仕入高	経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高
売上(収入)金額(雑収入を含む) ①							

記入の順番

- 1 決算書の経費金額を A に記入
- 2 Aのうち非・不課税の金額を B に記入
- 3 差引(A-B)を C に記入
- 4 Cの内、「インボイスのある軽減8%」の金額を D に記入
- 5 Cの内、「インボイスがない軽減8%」の金額を E に記入
- 6 Cの内、「インボイスのある税率10%」の金額を F に記入
- 7 Cの内、「インボイスがない税率10%」の金額を G に記入

## 消費税申告指導会場 営業日カレンダー

3月

☒=休館日

日	月	火	水	木	金	土
		18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

◇消費税申告指導会場をご利用の際、同会場にて11,000円(税込)の消費税処理料を頂戴しております。ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ | 事業課

TEL 0465-24-2614(平日9時～17時)

※税理士関与の方は税理士にご相談ください



2割特例や簡易課税制度の適用を受ける場合は、枠内の売上(収入)金額だけの記載で問題ありません。

〈事業所得(一般)の記入例〉

ただし、簡易課税の場合は事業区分ごとに分けて集計・記入してください。

## 『優良な電子帳簿』により 青色申告特別控除65万円の適用を受ける方へ

65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、**e-Taxによる申告**又はその年中の仕訳帳及び総勘定元帳を『優良な電子帳簿』の要件に従って備付け及び保存する必要があります。

『優良な電子帳簿』とは、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③検索機能があること、④モニター・説明書等を備え付けることなどの要件を満たした電子帳簿です。

会計ソフトを「訂正削除履歴」を保存する設定をして利用することで、上記①②③の要件を満たすことができます。この設定を年度の途中で変更することは難しいため、『優良な電子帳簿』による65万控除を希望される方は、『次年度への繰越』処理を行う際にご注意ください。なお、原則、課税期間の初日が電子帳簿の備付け及び保存の開始日となります。

### マネーフォワードクラウド確定申告の場合

仕訳履歴保存機能を利用する

仕訳履歴保存機能の設定は電子帳簿保存法の帳簿保存に対応する機能です。チェックを入れると仕訳とマスタの登録、訂正、削除の履歴が残ります。

⚠ 対象の会計年度で仕訳が1件でも登録されていると変更できません。

仕訳履歴保存機能は、1件でも仕訳が登録されている場合は「保存する」にチェックを入れることができません。[次年度繰越]を行う時に「仕訳履歴保存機能を利用する」にチェックを入れてください。

なお、『優良な電子帳簿』により65万円の控除を受けるためには、法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出することも必要です(事前の税務署長の承認は不要となりました)。

詳しい情報は税務署に  
お問い合わせください